



発行 東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課) ……一
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可(二件) ……二
- 都道の区域変更(二件)……………(建設局道路管理部路政課) ……三
- 都道の供用開始……………(同) ……五
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………(建設局道路管理部監察指導課) ……七

公告

- 開発行為に関する工事完了(二件)……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) ……七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課) ……七

告示

東京都告示第七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければ

ならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十三日

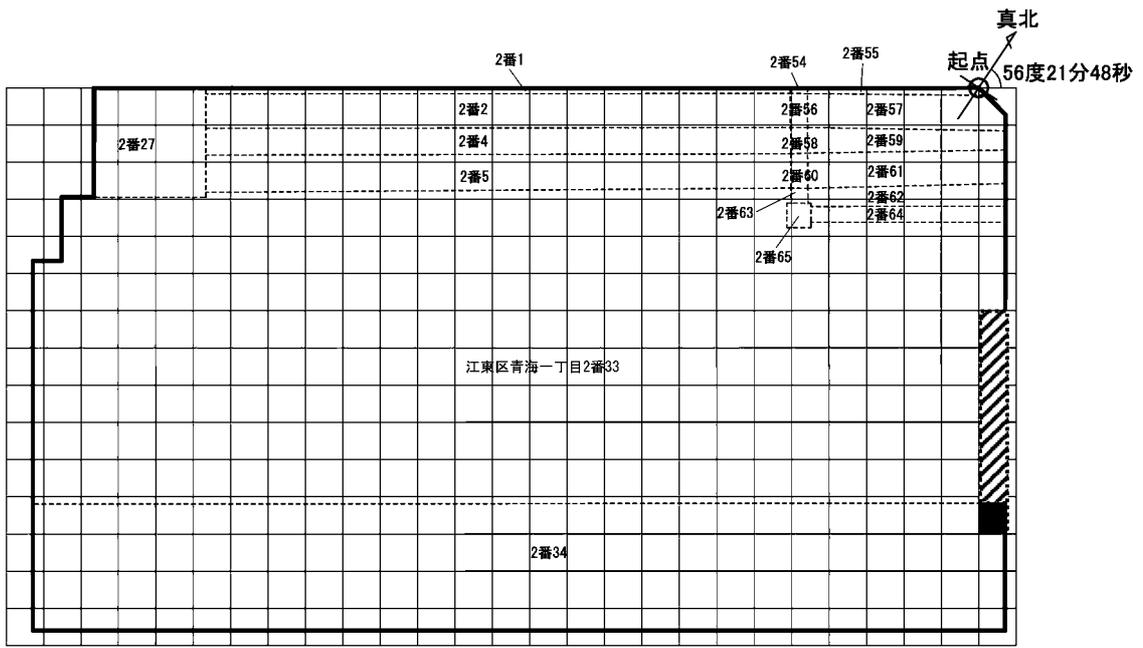
東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区青海一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第五項第十一号又は同項第十二号に該当する。

別図



<凡例>

- 敷地境界線
- - - 筆境界線
- 単位区画線
- 調査範囲
- 形質変更時要届出区域 (規則 第58 条第 5 項第 11 号に該当する区域)
- ▨ 形質変更時要届出区域 (規則 第58 条第 5 項第 12 号に該当する区域)

<起点>

起点は江東区青海一丁目 2 番 55 の最北端とする。

<格子の回転角度 56 度 21 分 48 秒>

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第八号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に長野県佐久市を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和三年十二月十五日

●東京都告示第九号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第二項の規定により、東京土建国民健康保険組合規約の一部変更について認可したので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年一月十三日

東京都知事 小池 百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に群馬県高崎市を加える。

別図

都道鮫洲大山線区域変更略図

世田谷区三宿二丁目、池尻四丁目

三 規約の変更の認可の年月日
 令和三年十二月二十一日

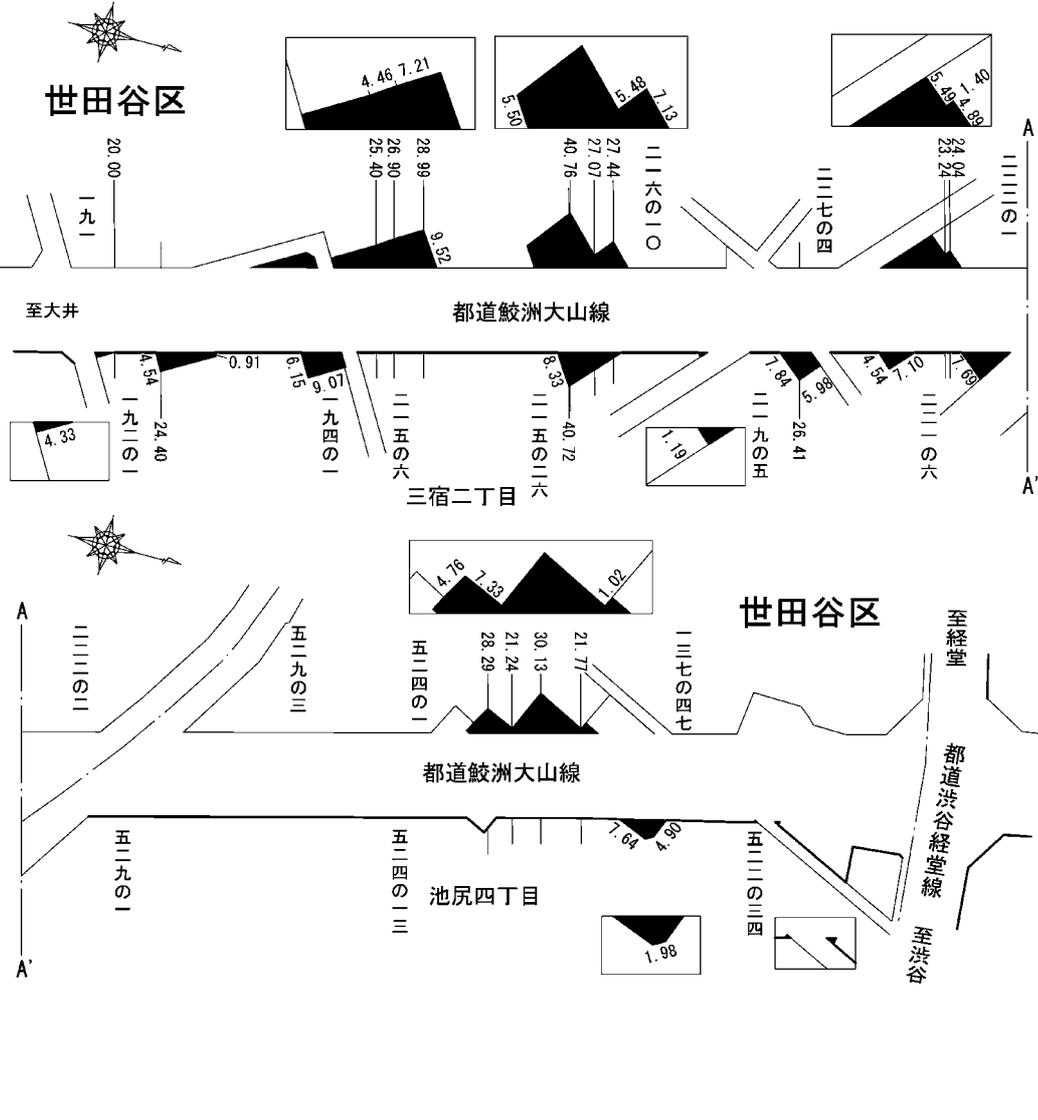
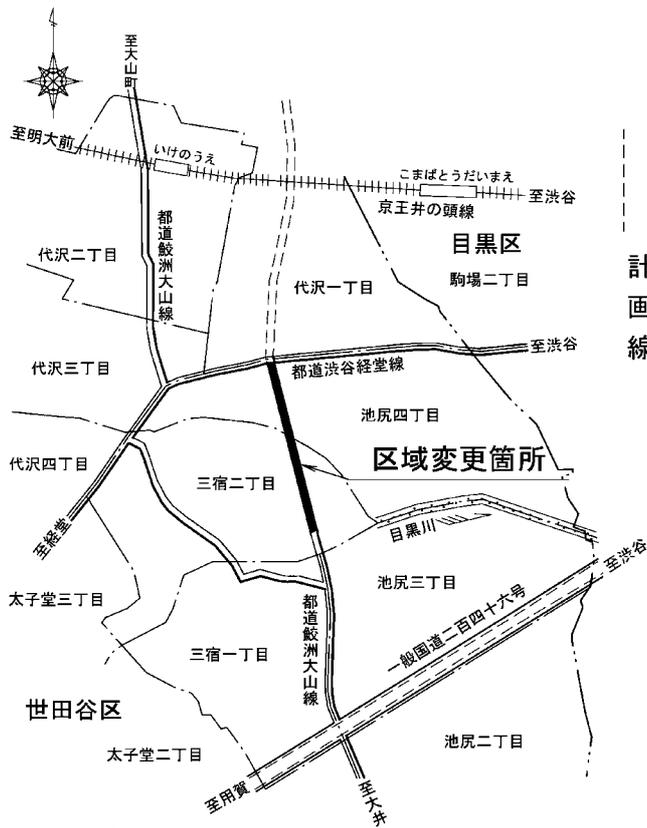
●東京都告示第十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項

の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和四年一月十三日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和四年一月十三日
 東京都知事 小池 百合子

一 路線名 鮫洲大山
 二 変更の区間 世田谷区三宿二丁目百九十二番一地先から同区池尻四丁目五百二十二番三十四地内まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 一七二・一七メートル
 面積 八〇二・三二平方メートル
 計画線



●東京都告示第十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

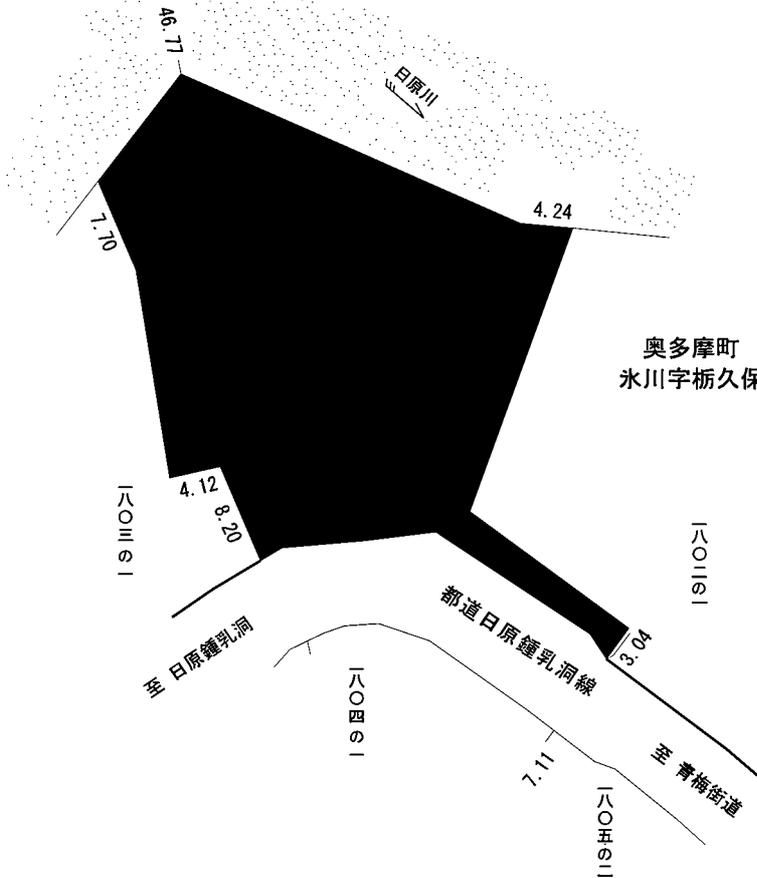
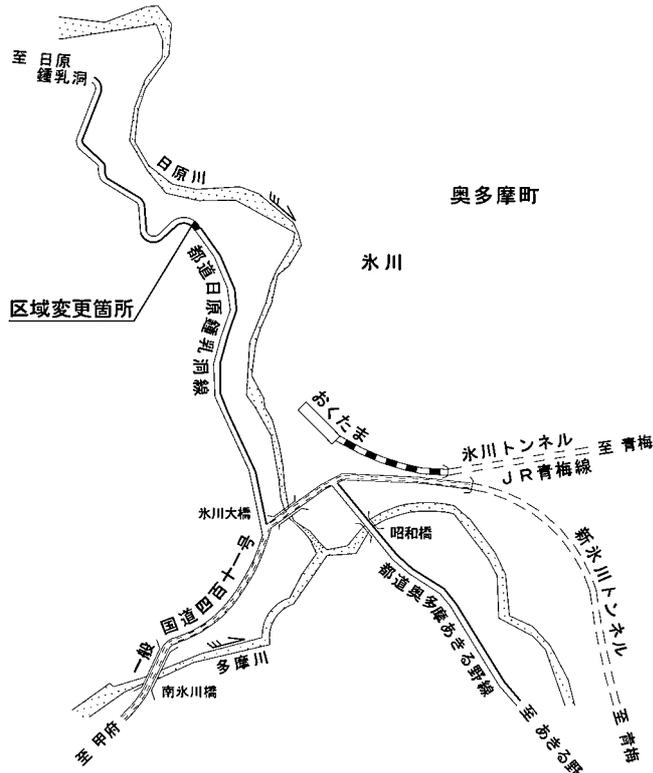
別 図

都道日原鍾乳洞線区域変更略図

西多摩郡奥多摩町氷川地内

一般国道
 都 道
 編入区域

延長 三一・一九メートル
 面積 九六七・〇五平方メートル



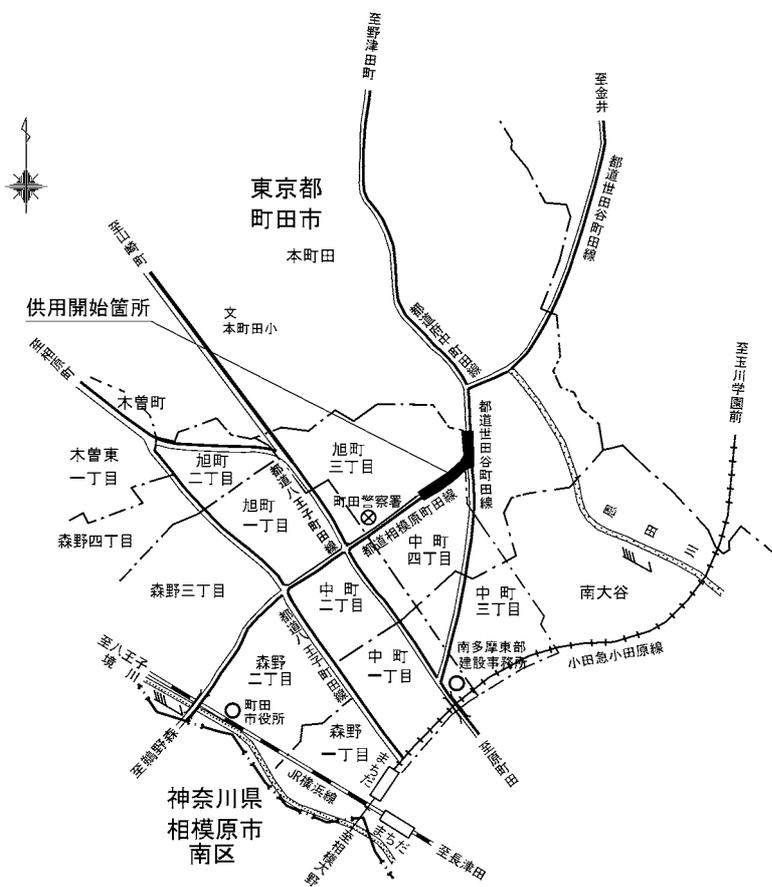
その関係図面は、令和四年一月十三日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和四年一月十三日
 東京都知事 小 池 百合子

- 一 路線名 日原鍾乳洞
- 二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町氷川字栃久保千八百三番一地内から同所千八百二番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道世田谷町田線 供用開始略図
町田市旭町三丁目～中町四丁目

- 都道
- 市道
- 供用開始区域
- (1) 都道世田谷町田線
 - 延長 一三五・八三メートル
 - 面積 八七五・三三平方メートル
- (2) 都道相模原町田線
 - 延長 三五八・六七メートル
 - 面積 二、〇六六・六二平方メートル
- 供用除外区域
- 計画線

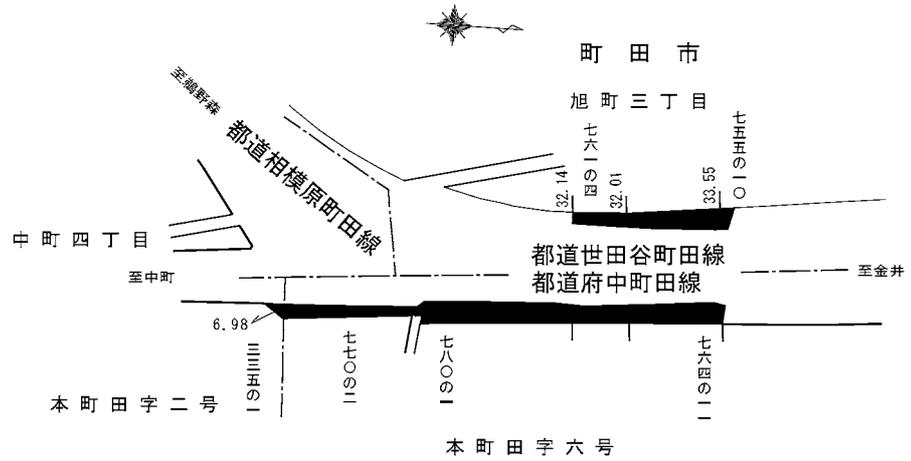


●東京都告示第十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
 その関係図面は、令和四年一月十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

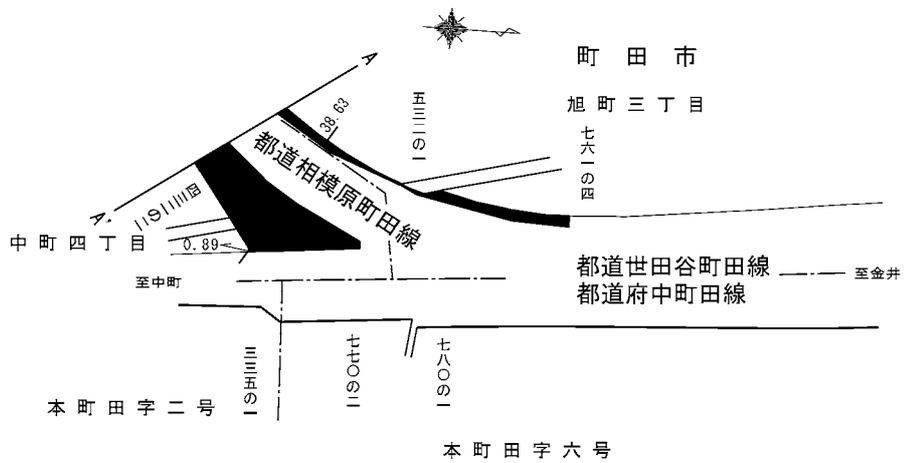
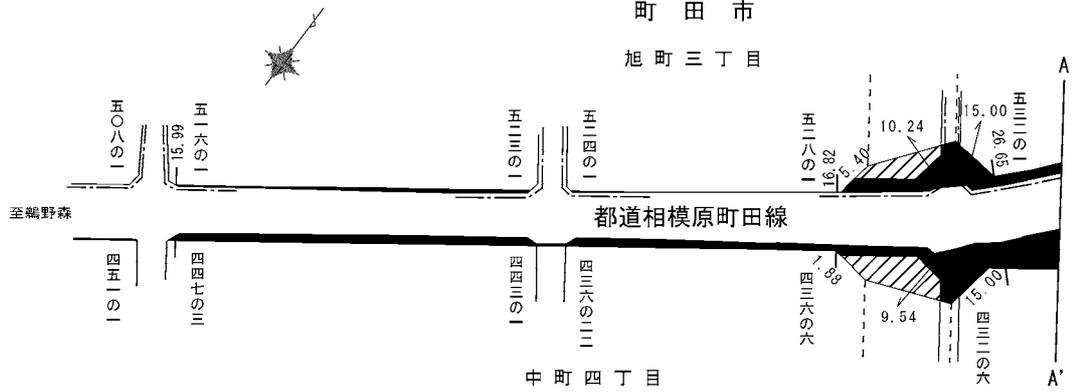
令和四年一月十三日
 東京都知事 小池 百合子
 (一) 路線名 世田谷町田
 (二) 供用開始の区間 町田市旭町三丁目七百五十五番十地先から同市本町田字二番三百三十五番一地先まで

(一) 供用開始の期日 令和四年一月十三日
 (二) 路線名 相模原町田
 (三) 供用開始の区間 町田市中町四丁目四百四十七番三番四地先まで
 (四) 供用開始の期日 令和四年一月十三日

(1) 都道世田谷町田線



(2) 都道相模原町田線



●東京都告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和四年一月十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和四年一月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名

世田谷町田

(二) 占用を制限する区間

町田市旭町三丁目七百五十五番十地先から同市本町田字二号三百三十五番一地先まで

(三) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

(四) 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

(五) 占用の制限の開始の期日

令和四年一月十四日

二(一) 路線名

相模原町田

(二) 占用を制限する区間

町田市中町四丁目四百四十七番三地先から同市旭町三丁目七百六十一番四地先まで

(三) 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

(四) 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

(五) 占用の制限の開始の期日

令和四年一月十四日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に

含まれる地域の名称

住所及び氏名

西多摩郡瑞穂町大字高根字神 西東京市北原町三丁目二番

明下百八十八番一、同番一地 二十二号

先、同番四、百八十九番三の 株式会社アーネストワン

一部及び二百二十二番一 代表取締役 松林 重行

立川市西砂町二丁目二十九番 昭島市松原町一丁目十八番

十七、同番十七地先及び同番 十一号

十八 武蔵開発株式会社

立川市一番町五丁目一番九 代表取締役 武井 稔

西東京市東伏見三丁目六番 十九号

タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺 一裕

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年一月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に 許可を受けた者の 含まれる地域の名称 住所及び氏名

東大和市高木三丁目二百三十番一の一部、同番一地先及び 東大和市上北台二丁目一番地十九 株式会社ダイエーコーポレーション

代表取締役 狩野 知史

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年一月十三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年一月十三日

東京都知事 小池百合子

- 一 店舗名
東京都知事 小池 百合子
グランエミオ大泉学園
- 二 店舗所在地
練馬区東大泉一丁目二十八番一号
- 三 設置者名
西武鉄道株式会社ほか五名
- 四 設置者住所
豊島区南池袋一丁目十六番十五号
ほか
- 五 変更前の設置者の代表者名
若林 久(西武鉄道株式会社)
- 六 変更後の設置者の代表者名
喜多村 樹美男(西武鉄道株式会社)
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社三浦屋ほか十五名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社ビック・ライズほか十二名
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称
株式会社ビック・ママほか五名
- 十 変更前の小売業者の住所
宮城県仙台市青葉区北目町六丁目六番地(株式会社ビック・ママ)ほか
- 十一 変更後の小売業
宮城県仙台市若林区東八番丁百八

者の住所

十三(株式会社ビック・ママ)ほか

十二 変更前の小売業者の代表者名

三藤 達男(株式会社東京ボンパドウル)ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名

三藤 貴史(株式会社東京ボンパドウル)ほか

十四 変更日

令和三年九月三十日ほか

十五 届出日

令和三年十二月二十日

十六 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間

令和四年一月十三日から同年五月十三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十八 縦覧時間

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

